

防整施第6946号
28.3.31
改正 防整施第9732号
28.5.17
改正 防整施第4680号
29.3.30
改正 防整施第4969号
令和2年3月30日
改正 防整施第23787号
令和4年12月19日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛監察監
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

工事現場等における施工体制の点検要領について（通知）

標記について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いについて（防整施（事）第147号。28.3.31）第7に基づき、工事現場等における適正な施工体制の確保に資するため、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、工事現場等における施工体制の点検要領について（防整施第15579号。27.10.1）は廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

工事現場等における施工体制の点検要領

(目的)

- 1 建設工事の品質を確保し、防衛施設の建設が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、防衛省が発注した工事（各所修繕等を含む。）の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

(適用対象)

- 2 点検のうち監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任に関する点検は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第26条第3項に該当する工事（請負金額が4,000万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、8,000万円以上のもの。）について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請負契約を締結した工事について行うこととする。

(点検の基本)

- 3 点検事項については、次のとおりとする。

(1) 点検事項

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

(2) 建設業許可部局への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。

- ア 建設業法第8条第9号、第10号（同条第9号に係る部分に限る。）、第11号（同条第9号に係る部分に限る。）、第12号（同条第9号に係る部分に限る。）若しくは第13号（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項第3号、第4号若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること。
- イ 適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第1項、同条第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

(3) 工事成績への反映

入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

(入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認等)

4 入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認等については、次のとおりとする。

(1) 入札前における確認

上記2の前段に定める工事に該当すると見込まれる工事の申込者を対象に、配置予定監理技術者等の他の工事の従事状況（工事名、工期など）を競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）の項目として追加し、提出を求めること。発注者支援データベース・システム（当該システムを導入していない場合を除く。以下同じ）を用いて配置予定の監理技術者等が重複しないことを確認し、申請書等により承知している状況と異なる重複があった場合は、更に監理技術者等の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話等で確認すること。申請書等の内容に問題がある事実が確認できた場合、競争参加資格を認めない、あるいは、非指名の扱いとすること。

なお、この場合において申請書等の差し替えは認めないこと。

(注) 発注者支援データベース・システム：

工事实績情報サービスと企業情報サービスをネットワーク化したサービス

(2) 入札後、契約前における確認

上記2の前段に定める工事に該当すると見込まれる工事の落札者を対象に、発注者支援データベース・システムを用いて配置予定の監理技術者等が重複しないことを確認し、重複があった場合は、更に監理技術者等の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話等で確認すること。

専任制違反となる事実が確認された場合、契約を結ばないこととする。なお、この場合において発注者が承認した場合の外は、申請書等の差し替えは認めないこと。

(3) 契約後における確認

上記2の前段に定める契約工事のうち、専任の監理技術者等を配置する工事については、当該工事のCORINS登録（請負金額が500万円未満の場合を除く。以下同じ。）後、発注者支援データベース・システムにより監理技術者等の重複、所属及び資格者証保持のチェックによる疑義情報がないかを確認し、監理技術者等としての専任を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義がある場合は、他工事の発注者と連絡、情報交換を行うとともに、契約の相手方に疑義情報の内容を電話、面接等で確認すること。なお、CORINSを導入していない場合においては、受注者からCORINSより出力される内容確認書を提出させ、確認するものとする。

専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することができるものとする。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該違反を是正させたいうえで、指名停止及び工事成績の減点等を行うものとする。なお、当該工事の監理技術者等の交替は発注者が承認した場合の外は認めないこと。

(注) CORINS：工事实績情報サービス（財団法人日本建設情報総合センターが運営管理を行っている。）

(現場における施工体制の把握)

5 現場における施工体制の把握については、次のとおりとする。

なお、施工体制の点検項目別の点検内容、実施時期及び対応は、付紙第1「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」及び付紙第2「一括下請負に関する点検について」による。

(1) 監理技術者資格者証等の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証等の提示を求め、その者が、建設工事請負契約書(建設工事請負契約について(防整施(事)第146号。28.3.31)に定める建設工事請負契約書をいう。以下同じ。)第10条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者等と同一人であり、請負者に所属する者であることを確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には、建設工事請負契約書第49条第1項第1号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

(2) 配置予定監理技術者等と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性の点検

建設工事請負契約書第10条に基づく通知による監理技術者等が、申請書等に記載された配置予定監理技術者等と同一人であり、請負者に所属する者であること。

このとき、不適切な点があった場合には、配置予定監理技術者等と同一人を監理技術者等とすることを求める等必要な措置を講じること。

(3) 現場の常駐状況の点検

現場での監理技術者等の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務づけられている下請契約に係る書面の写し及び再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

なお、施工体制台帳は、付紙第3「施工体制台帳」、付紙第4「施工体制台帳(次下請負人に関する事項)」及び付紙第5「再下請負通知書」を参考とする。

(5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

なお、施工体系図は、付紙第6「施工体系図」、付紙第7「施工体系図(工事担当技術者台帳)」を参考とする。

(6) 施工体制の把握

ア 施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものではないかを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。なお、施工体制の把握の結果の整理は、付紙第8「工事現場における施工体制の把握表」を参考とする。

イ 次に掲げる届出の義務を下請業者(当該届出の義務がない者を除く。)が履行しているかを点検すること。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の

義務

- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務点検の結果、不履行があった場合は、必要な措置を講じること。
- (7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検
建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及び工事カルテの登録がされていることを点検すること。
このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。
- (8) 施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合の措置
施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合は、是正を求めるとともに、以下の要件に該当する場合は、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、契約担当官及び分任契約担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）及び建設業許可部局に連絡する。なお、再下請負契約において疑義が生じた場合は、請負者に対する是正を求める前に支出負担行為担当官等及び建設業許可部局に連絡する。
- ア 監理技術者、施工計画に記載された技術者及び主任技術者に係る届出に疑義があった場合。
- イ 一次下請負人の記載漏れがあった場合。
- ウ 二次下請負より下位の下請負人にあつては、契約期間が1ヶ月以上かつ契約金額が500万円以上の下請負人の記載漏れがあった場合。
- エ 上記イ、ウについては、記載すべき事項が生じてから概ね1ヶ月を経過した後
に適用する。
- (9) 共同企業体の場合
共同企業体の場合は、すべての構成員で監理技術者等が配置されていることを把握。
- (10) 外国人建設就労者の状況把握
提出された施工体制台帳及び再下請負通知書において、外国人建設就労者の従事
の状況を点検すること。
このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。
- (その他)
- 6 その他の事項については、次のとおりとする。
- (1) 工事現場における適正な施工体制の確保は、各発注間で統一的な取組みを行う
ことによって効果が発揮できることから、各発注者において、工事現場の立入点
検の実施や各発注者が保有する情報を相互に交換するなど、発注者相互の連絡、
協調体制の一層の強化に努めること。
- (2) 発注者データベース・システム（当該システムを導入していない場合を除く。）
による現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期
登録を確実なものとするため、CORINS登録の受領書を早期に提出させること。
- (3) 施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されたものであ
り、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するた
めに必要な場合に適切に活用すべきものであることに留意すること。
なお、施工体制台帳の活用にあつては、付紙第9「施工体制台帳等活用マニユ
アル」による。

(委任規定)

7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、整備計画局
施設計画課長が定めるものとする。

施工体制台帳等活用マニュアル

1. 現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項

(1) 現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日一部変更）においては、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとされている。

別紙1のチェックポイントを参考にして、必要に応じその充実を図り、施工体制台帳等のチェックリストを作成の上、現場での確認作業の効率化を図ることが適当である。

また、実際の確認作業に当たっては、別紙2の活用事例を参考として、効果的な現場確認を行う必要がある。

(2) 特に重点的に確認すべきポイント

現場施工体制の適正化を確保するための基本的事項として、特に次の2点について、重点的に確認を行う必要がある、特に、下請会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合には、徹底した確認を行うこととする。

また、必要に応じて監督業務の一部を外部機関に委託するなどの措置を行うことにより、発注者の監督体制を強化することが望ましい。

①技術者の現場専任制の徹底

専任を要する監理技術者又は主任技術者に対して、工事現場へ臨時に点検を行うなどして現場専任制の確認を徹底する。また、監理技術者資格者証等の提示を求め、その者があらかじめ通知された配置予定技術者と同一人であることを確認するとともに、資格者証が偽造されたものではないことのほか、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。

公共工事において発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていることにも留意する。

②一括下請負に関する点検の強化

現場の施工体制が施工体制台帳（契約書等の添付書類を含む。）や施工体系図に記載された内容と相違ないか確認する。

また、下請業者が元請業者と同業種であって元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む。）など十分な点検が必要な場合には、建設業者が請負った工事の内容や難易度が当該業者の経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する。

2. 施工体制等の確認に当たっての留意事項

(1) 現場確認の体制

現場施工体制等の確認においては、技術者配置状況、下請業者使用状況等確認範囲が広範に及ぶとともに、その確認結果についても許可、工事成績評定等に適切に反映させる必要がある。このため確認の実施に当たっては、通常の監督・検査手続きにとどまらず、関係部局の緊密な連携のもと、効果的かつ効率的な確認体制を組むことが望ましい。

(2) 適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携

適正化法の規定に基づき、公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると

疑うに足りる事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならない。

(3) 建設業法違反等への対処

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等への違反が認められた場合には、早急に是正措置を講ずるとともに、当該違反が悪質である場合は、建設業法に基づく監督処分を行う等により厳格な措置を講ずることとする。更に、工事成績評定等に適切に反映するなど、不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることが望ましい。

(4) 第三者による施工体制の確認

適正化法において施工体系図を公衆が見やすい場所にも提示することとした趣旨は、公共工事が適正な施工体制の下に行われていることを担保するために、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにするためのものであるため、この趣旨を踏まえて、適切な掲示の確認を徹底することとする。

なお、施工体制台帳についても、掲示を行うものではないものの、第三者に対してこれを開示することは上記の趣旨に合致するものであるため、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれのある下請金額等を除き、開示請求等に応じ、開示することが望ましい。

施工体制台帳等のチェックリスト

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）。		
項目	結果	備考
・施工体制台帳を作成しなければならない建設業者（以下、「作成建設業者」という。）が許可を受けた建設業の種類		
・建設工事の名称、内容及び工期		
・健康保険等の加入状況		
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・発注者が工事監督官等を置くときは、当該工事監督官等の氏名及び権限、当該工事監督官等の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）		
・主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）		
・主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
・外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況		
・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
・全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		
・全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日		
・作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し）		
・下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）		
・下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		
・1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地		
・下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況		

チェックポイント	結果	備考
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか (建設業法施行規則第14条の2第2項)		
項目	結果	備考
①2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）		必ず、書面であること。
・下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか		
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期		
④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法		支払はできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払。 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれぞれの額の算定方法に関する定め		
⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時の時期		完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。 引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
⑪工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法		元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があつてから、代金の支払まで50日以内。手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑫各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
⑬契約に関する紛争の解決方法		
⑭全ての再下請通知書		(施行規則第14条の4)
・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。		
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号		
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称		
③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、		

健康保険等の加入状況			
④ 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について	請負契約の写しの添付。		
・ 工事の名称、内容、工期			
・ 請負契約を締結した年月日			
・ 下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）			
・ 再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）			
・ 再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別			
・ 再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格			
・ 再下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況			
③ 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することの証明書の写し（専任の監理技術者については監理技術者資格の写しに限る。）			
④ 主任技術者又は監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）			(参考1) 「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
⑤ 主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するもの写し。			
チェックポイント	結果	備考	
(3) 元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。）			契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
(4) 上請け、横請けの可能性の確認			下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか。同規模同業者が下請にいないか。
(5) J V工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認			代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
(6) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。			契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

2. 現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか (建設業法第24条の7第4項、入札契約適正化法第15条第1項)。		公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など
(2) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか (建設業法施行規則第14条の3)。		掲示文の例は以下参照。

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならなりません。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション/△△営業所

<p>(3) 全ての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認</p>		<p>公衆の見やすい場所に（建設業法第40条）①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業法施行規則第25条）が記載された標識かどうか確認。</p>
<p>(4) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認</p>		<p>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めめるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿（中小企業退職金共済法施行規則第90条）を提出させる。</p>
<p>(5) 労災保険に関する掲示の確認</p>		<p>労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。（労働者災害補償保険法施行規則第49条）</p>

3. 現場での施工体制台帳等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか (建設業法第24条の7)。		公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者(工事監督官等)への提出が義務づけられている(入札契約適正化法第15条第2項)。
(2) 発注者(工事監督官等)に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認		不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認すること。
・施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか(建設業法施行規則第14条の2第1項)。		追加、変更についても、その内容を確認すること。
・施工体制台帳の添付書類は揃っているか(建設業法施行規則第14条の2第2項)。		<ul style="list-style-type: none"> ・実際の直営施工箇所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。 ・はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取りにより確認。 ・実際の直営施工箇所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。
(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認。		
・事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認		
・直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認		
(4) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。		契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認
(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあつては1,500万円以上)の下請を		契約書により当該施工範囲を確認。 →疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。
させていないかどうか確認。		

4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) <u>主任技術者又は監理技術者</u> に関し、以下の事項について確認（その際、 <u>監理技術者</u> に対しては <u>監理技術者資格者証</u> の提示を求める。）		公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任かつ監理技術者資格者証を有していなければならぬ（建設業法第26条第3項、第4項）。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならぬ（建設業法第26条第5項）。
① <u>当該主任技術者又は監理技術者の現場専任制の確認</u>		日報等で専任制の確認を行う。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には、所在を確認して直ちに呼び出し。
② <u>当該主任技術者又は監理技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者又は監理技術者と同一人物であること</u> <u>の確認</u>		
③ <u>当該主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認</u>		(参考1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④ <u>当該主任技術者又は監理技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認</u>		建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実に実行しているかどうか口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的関与についての確認方法」を参照

5. 現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭聞き取り等により確認する。
(2) 下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う(平成13年10月1日以降に契約された公共工事については、2次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。)
(3) 主任技術者の現場専任制の確認		建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず(建設業法第26条)、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものについては専任でなければならぬ。
① 当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合は現在現場を確認して直ちに呼び出し。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		(参考1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(参考2)「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照

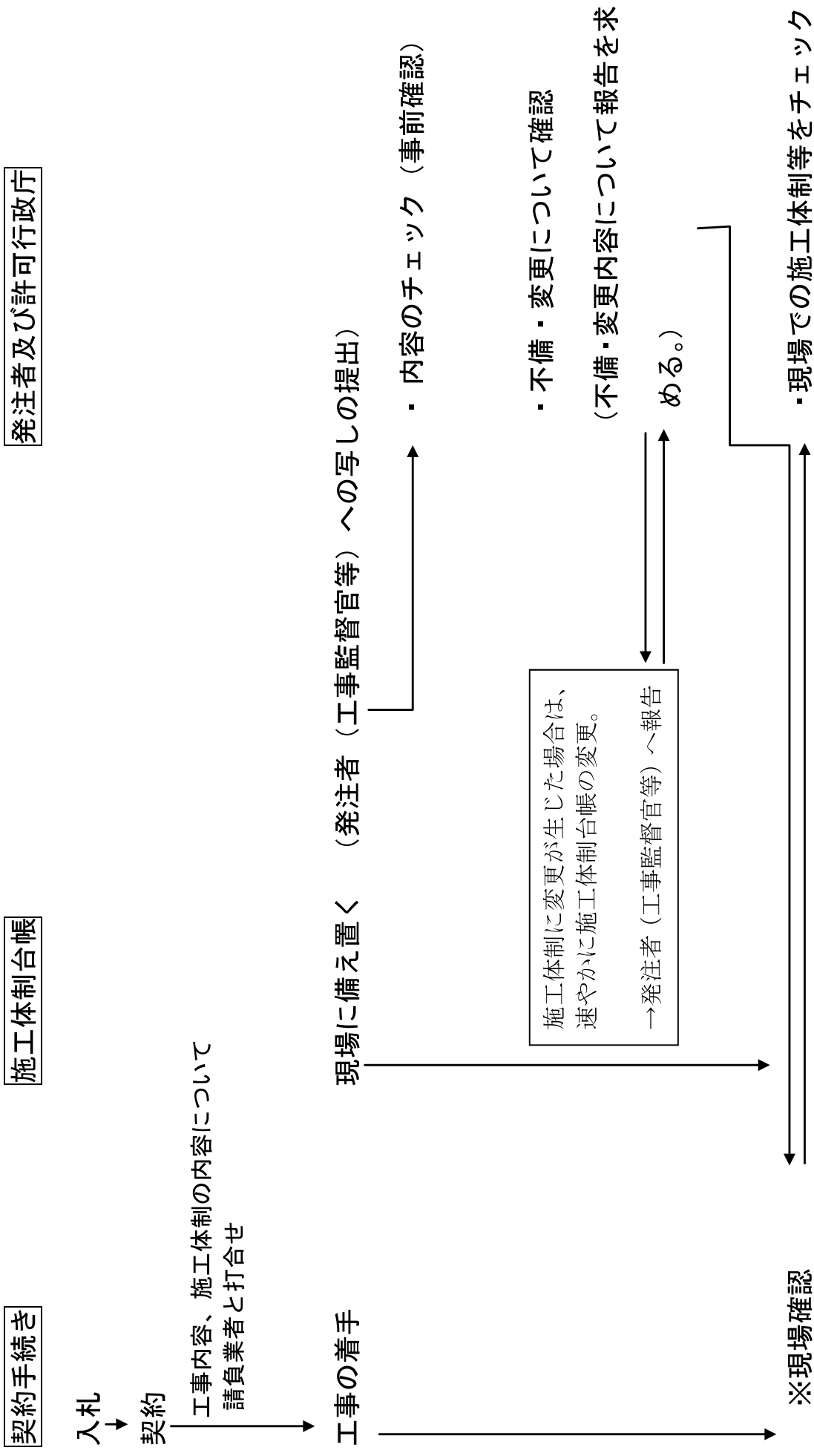
(参考 1) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
<p>(1) 直接的な雇用関係にあることの確認 監理技術者：以下のいずれかにより確認 ① 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書） ② 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ③ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>主任技術者：以下のいずれかにより確認 ① 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ② 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p>		<p>「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要（在籍出向者、派遣社員は認められない）。</p>
<p>(2) 恒常的な雇用関係にあることの確認 監理技術者：以下のいずれかにより確認 ① 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書） ② 健康保険被保険者証の交付年月日</p> <p>主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p>		<p>「恒常的な雇用関係」とは、①「施工管理業務に従事する一定の期間にわたり、当該企業に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「企業及び技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等（注1）が発注する公共工事における専任の監理技術者又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更（注2）があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。</p> <p>注1：建設業法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人 注2：合併、営業譲渡及び会社分割については、その契約書及び登記簿の謄本等により確認するものとする。</p>

(参考2) 技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認		打合せ時の受け答えから判断。
(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認		日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者に聞き取り。
(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認		申請書等の内容をもとに技術者に聞き取り。
(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認		近隣工事との調整状況を技術者に聞き取り。
(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認		出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者に聞き取り。
(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認		下請工事の検査状況について技術者に聞き取り。
(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認		安全パトロールの実施状況等を確認。
(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認		下請業者からの聞き取り。

(参考3) 現場施工確認等実施フロー図



発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集

ケース 1 : 発注者が「発注者支援データベース・システム」の活用により技術者の専任違反を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分
◇施工体制における問題点 A社は専任の必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。
◇問題点を発見したきっかけ 発注者であるB地方防衛局から許可行政庁であるC県に対し、 <u>発注者支援データベース・システムの活用により、B地方防衛局が発注者した工事とC県が発注者した工事に配置された技術者が同一の者である疑義が発覚したと、<u>適正化法第11条に基づく通知</u>があった。</u>
◇問題点発見後の処理 許可行政庁であるC県がA社から報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、 <u>建設業法第26条第3項に違反していることから、指示処分を行った。</u>
◇施工体制台帳の活用方法 許可行政庁であるC県は、報告聴取に行った際に、A社が提出した <u>施工体制台帳と技術者届に記載された技術者を照合し、さらに、<u>契約書、竣工写真等を確認した。</u>その結果、当該技術者が専任の必要な2件の工事において5ヶ月に渡って兼任していた事実が発覚した。</u>

ケース 2 : 許可行政庁が経営事項審査の工事経歴書により技術者の兼任を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は専任に必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB県が経営事項審査において工事経歴書を確認していたところ、A社の技術者が、専任が必要な2件の工事について一定期間兼任している疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB県がA社に報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第26条第3項に違反していることから指示処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB県は、報告聴取に行った際に、A社が提出した施工体制台帳と工事経歴書に記載された技術者を照合した。その結果、当該技術者が専任に必要な2件の工事において2ヶ月に渡って兼任していた事実が発覚した。

ケース 3 : 発注者が J V の構成員の技術者不設置を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分

◇施工体制における問題点

A 社は、B 県発注工事の J V の構成員であるにもかかわらず、技術者を配置していなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者である B 県から許可行政庁である C 地方整備局に対して、A 社が技術者を配置していない疑義があると、適正化法第 1 1 条に基づく通知があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁である C 地方整備局が A 社から報告聴取を行ったところ、当該 J V の代表構成員のみが工事の施工監理を行っており、A 社は技術者を現場に配置していない事実が確認され、建設業法第 2 6 条第 1 項に違反していることから、1 5 日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁である C 地方整備局は、報告聴取を行った際に、当該 J V が提出した施工体制台帳をもとに A 社の技術者が本来担うべき役割について本人に聞き取りを行うとともに、当該技術者が実際に担った役割を示す資料の提出を求めたところ、当該技術者が実際には現場に配置されていないことが発覚した。

ケース４：発注者が施工体制の点検によりCORINSにおける技術者の虚偽登録を発見し、許可行政庁に通知

◇施工体制における問題点

A社は専任の必要な２件の工事において技術者を兼任させていた。

◇問題点が発見したきっかけ

発注者であるB県が施工体制の重点点検を行ったところ、施工体制台帳に記載された技術者と当該工事においてCORINS登録された技術者が異なることが発覚した。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、当該技術者をC県発注の専任を要する工事と兼任させるため、データベース上の重複を避ける目的でCORINSへの虚偽の登録を行った事実が確認された。このため、B県は事実関係を発注者であるC県及び許可行政庁に通知した。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県は、A社の技術者に監理技術者資格者証の提示を求め、施工体制台帳及びCORINSに登録された内容と照合した。その結果、A社がCORINSに登録した内容が虚偽のものであることが発覚した。

ケース5：発注者が監理技術者資格者証の確認により技術者の専任違反を発見し口頭注意

◇施工体制における問題点

A社は、専任の必要な工事において技術者を専任で配置していなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が現場の施工体制を確認したところ、A社の技術者の住所の通勤の出来ない場所であることから、当該技術者の専任違反の疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、技術者の兼任の事実が確認されたものの、両者とも建設業法の理解が不足しており悪質ではなかったことから、許可行政庁と協議の上、口頭で注意し是正を求めた。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県が現場の施工体制を確認した際、A社の技術者に監理技術者資格者証の提示を求め住所を確認した上で、出勤簿により当該技術者の専任状況を確認した。その結果、当該技術者は自宅から工事現場への通勤が困難なため、専任の義務を怠っていたことが発覚した。

ケース 6 : 許可行政庁が「下請取引等実態調査」の立入調査をきっかけに一括下請負を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は施工体制台帳及び施工体系図に一次下請B社を記載していなかった。またB社は二次下請に工事を一括下請負していた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるC地方整備局が下請取引等実態調査においてA社に立入調査を行ったところ、一次下請のB社が施工体制台帳及び施工体系図に記載されていないことを発見した。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるC地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、一次下請として契約したB社を施工体制台帳及び施工体系図に記載せず、またB社への指導も実施していない事実が確認されたため、建設業法第24条の7第1項、第24条の7第4項及び第24条の6第1項に違反していることから、7日間の営業停止処分を行った。また、B社の一括下請負の事実が確認されたため、建設業法第22条第1項に違反していることから15日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるC地方整備局は、下請取引等実態調査においてA社に立入調査を行った際、当該工事における全ての契約書を施工体制台帳及び施工体系図と照合した。その結果、一次下請として契約書が交わされたB社を施工体制台帳及び施工体系図に記載していないことが発覚した。さらに、B社は完成工事高の水増しのため一次下請として参入したものの、工事には全く関与していないことが発覚した。

ケース 7：許可行政庁が技術者への聞き取りにより工事の主たる部分の一括下請負を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は工事の主たる部分を一次下請に一括下請負させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB県に対し、A社が一括下請負を行っているという匿名の電話があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB県がA社から報告聴取を行ったところ、A社が工事の主たる部分を一次下請のC社に一括下請負していた事実が確認されたため、建設業法第22条第1項に違反していることから15日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB県は、A社から報告聴取を行った際、施工体制台帳により施工体系を確認した上で、A社の技術者に対して実際に行った業務について聞き取りを行った。その結果、当該技術者は工事の主たる部分についての工事に関して十分な知識を有せず、実際の業務は一次下請のC社に請負わせていたことが発覚した。

ケース 8 : 発注者が技術者への聞き取りにより当該技術者が工事に対して実質的な関与を行っていないことを発見し、許可行政庁に通知

◇施工体制における問題点

A社の技術者が、B県から請け負った工事において実質的な関与を行っていなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が現場の施工体制の点検を行い、A社の技術者に対して施工監理などについて聞き取りを行ったところ、理解が不十分であったことから、実質的な関与に対して疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、一括下請負の疑義が生じたため、適正化法第11条に基づき許可行政庁に通知した。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県が、A社の技術者に対して担った役割及び実際に行った業務について聞き取りを行った上で、打合せ簿との照合を行った。その結果、当該技術者は施工計画の立案、施工管理などの業務を下請業者の技術者に行わせており、工事に対して実質的な関与を行っていない事実が発覚した。

ケース 9 : 発注者が施工体制変更後の施工体制台帳・施工体系図の作成義務違反を発見したため、通知を受けた許可行政庁が処分

◇施工体制における問題点

A社は、施工体系が変更されたにもかかわらず、変更後の施工体制台帳及び施工体系図の作成を怠った。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB地方整備局に対して、A社が施工体系変更後の施工体制台帳及び施工体系図の怠っていたため指名停止措置を行ったと、発注者からの通知があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、施工体制変更後の施工体制台帳及び施工体系図の作成を怠っていた事実が確認されたため、建設業法第24条の7第1項、第24条の7第4項に違反していることから、指示処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB地方整備局は、A社から報告聴取を行った際、当該工事における全ての契約書を施工体制台帳及び施工体系図と照合した。その結果、下請業者を変更したにもかかわらず、施工体制台帳及び施工体系図の変更を怠っていた事実が発覚した。

ケース 10：発注者が施工体制台帳の現場備え付け違反を発見したため、指導を行うとともに、後日、是正措置がとられていることを確認

◇施工体制における問題点

A社は、施工体制台帳を現場に備え付けていなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が抜き打ちで工事現場に立入検査を行ったところ、施工体制台帳が備え付けられていなかった。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県が立入検査の際にA社にその場で問いただしたところ、施工体制台帳を本社に保管しているとの回答を得たため、工事現場に備え付けるよう口頭で指導した。後日、再度工事現場に立入検査を行い、施工体制台帳が備え付けられていることを確認した。

◇施工体制台帳の活用方法

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	点検者	決裁者	対応方法
I 監理技術者等の専任体制の徹底	請負者が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保する監理技術者等の専任を把握	①監理技術者等の専任体制の確認	発注者支援データベース・システムを利用して、監理技術者等の専任体制を確認。 (請負者から提出された現場代理人等指名通知書を契約課契約担当者へ提出。契約担当者が発注者支援データベース・システムにて専任制を確認後、契約課長等の決裁を得る。)	工事着手前	契約担当者	契約課長等	他工事との重複の疑義がある場合は工事着手を中止し、所要の措置を講じること。
		②監理技術者資格証等の把握	監理技術者等本人から携帯している監理技術者資格者証等を提示させる。監理技術者資格者証等の会社名、工種区分、期限、裏書きなどについて把握。 (現場代理人等指名通知に写しを添付)	工事着手前	工事監督官等	担当課長等※3	<ステツプ1> 疑義がある場合は、監理技術者等、請負者に説明を求めるとともに、監理証等又は住民税特別徴収税額通知書の写しの提出を求める。 さらに必要な場合は、監理技術者証等発行部局に問い合わせる。
		③同一性の把握	配置予定技術者※1、通知による監理技術者等※2、施工体制台帳に記載された監理技術者等及び監理技術者資格者証等に記載された技術者名が同一であることを把握。 監理技術者資格者証等の写真により本人であることを把握。 (来局打ち合わせ時等に確認。)	工事着手前	工事監督官等	担当課長等※3	<ステツプ2> 自担当官等※5・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		④常駐の把握	監理技術者等の常駐を把握。 (現場事務所等への電話での確認を含む)	工事施工中 1(回/月)	工事監督官等	担当課長等※4	<ステツプ1> 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。 <ステツプ2> 自担当官等※5・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑤施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握。 施工体制台帳に「請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを把握。 下請負金額が記入されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	工事監督官等	担当課長等※4	<ステツプ1> 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。 <ステツプ2> 自担当官等※5・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑥施工体系図	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握。 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握。 施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握。 (現場代理人への口頭確認を含む。例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などを確認)	工事施工中 当初及び変更時	工事監督官等	担当課長等※4	<ステツプ1> 施工現場における施工体制の把握者(一括下請負)及び「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」にある点検項目について把握する。
II 適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握	⑦施工体制の把握	請負者とその下請負工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。(別紙2「一括下請負に関する点検について」により点検)	工事中1回以上 (工事初期等)	工事監督官等	担当課長等※4	<ステツプ2> 業許可部局と協同して一括下請負の禁止に関する調査を実施。
		⑧工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。(登録紙の写しを提出)	工事着手前	工事監督官等	担当課長等※3	<ステツプ1> 不適切な場合は是正を求める。
		⑨建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者等が正しく記載されていることを把握。	工事施工中 1回	工事監督官等	担当課長等※3	<ステツプ1> 不適切な場合は是正を求める。
		⑩建設業退職金共済制度に関する掲示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	工事監督官等	担当課長等※3	<ステツプ2> 自担当官等※5・建設業許可部局・労働局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑪労災保険に関する掲示	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	工事監督官等	担当課長等※3	<ステツプ1> 不適切な場合は是正を求める。
		⑫社会保険等の届出	健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に規定する届出について履行されていることを把握。	工事施工中 1回又は変更時 (下請業者)	工事監督官等	担当課長等※3	<ステツプ1> 不適切な場合は是正を求める。
		⑬その他	その他、請負者の適正な施工体制の確保のために必要な事項について把握				
III その他							

※1) 競争参加資格確認申請書又は技術資料に記載された配置予定の監理技術者
 ※2) 工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者
 ※3) 付紙第3「工事現場における施工体制の把握表」の二枚目に記載を受けるものとする。
 ※4) 付紙第3「工事現場における施工体制の把握表」の一枚目に記載を受けるものとする。
 ※5) 「負担行為担当官等」とは、支出負担行為担当官、契約担当官又は資金契約担当官

一括下請負に関する点検について

1 点検の方法

- (1) 一括下請負に関する点検は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任、施工体制、請負者及び下請負者の担当工事、実質関与等について実施する。
- (2) 一括下請負に関する点検は、工事中に1回以上行うものとし、順次点検項目を絞り込むなどの工夫をして効率的に実施する。
- (3) 監理技術者の専任については、専任を必要とする工事すべてについて点検する。
- (4) 施工体制、実質関与等については、以下の要件のいずれかに該当する工事について重点的に実施する。一方、請負者が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合等、一括下請負に該当しないことが明白になった場合には、以降の点検を省略してよい。

○重点点検対象工事

ア 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請負が元請契約額の過半を占めている工事

なお、「一定額以上」及び「過半」については下表による。

工事区分	一定額以上	過半
建築	2億円以上	50%以上
土木・電気・機械・通信	1億円以上	50%以上

- イ 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請にある工事
 - ウ 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在している工事
 - エ 低入札価格調査対象となった工事
 - オ その他、監理技術者等の専任に疑義がある工事等の点検の必要を認めた工事
- (5) 重点点検対象工事においては、請負者だけでなく、少なくとも三次下請までの自ら施工していないと思われる下請について点検を行う。
 - (6) 1回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増す。
 - (7) 点検の結果、必要な場合には請負者から意見を聞き、一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知する。
 - (8) 工事監督官等（主任工事監督官が指名されている場合は、主任工事監督官）は、点検の結果を、属紙第1「工事現場における施工体制の把握表（一括下請負一1）」及び属紙第2「工事現場における施工体制の把握表（一括下請負一2）」に記録し、担当課長の確認を受け、工事完成検査時に工事完成検査官に提示する。

2 一括下請負の疑義がある工事

- (1) 監理技術者等の専任がないこと的事实を把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事とする。なお、監理技術者等の専任がない場合は、建設業法第26条違反となる。
- (2) 元請の実質関与に関しては、属紙第3「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」を参考に以下の項目等について点検する。
- | | | |
|-------------|-----------------|---------|
| ①技術者専任 | ②発注者との協議 | ③住民への説明 |
| ④官公庁等への届け出等 | ⑤近隣工事との調整 | ⑥施工計画 |
| ⑦工程管理 | ⑧出来型品質管理 | ⑨完成検査 |
| ⑩安全管理 | ⑪下請けの施工調整及び指導監督 | |
- (3) 属紙第3を用いての点検の結果、
- ア 全項目で○。「請負者は総合的な企画・調整等全体を実施」とする。
- イ ア、ウ以外。「請負者は総合的な企画・調整等を部分実施」とする。
- ウ 全項目で△または×。「請負者は総合的な企画・調整等を実施していない」とする。
- (4) 一括下請負の疑義がある工事の判定に当たっては、施工体制にも注意し、属紙第4「紛らわしいケースでの判定の目安」及び属紙第5の一括下請負の禁止について(国土建第277号。平成28年10月14日)を参考に判定する。
- (5) 属紙第4は、判定の目安であるので以下のような場合等は、これらの要素も加味して別途、判定する。
- ア 当該施工体制についての請負人からの説明に合理性が認められた場合
- イ 一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなった場合

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の 許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
				年 月 日
				年 月 日

工事名称 及 工事内容				
発注者名 及 住 所				
工 期	自	年	月	日
	至	年	月	日
	契 約 日	年 月 日		

契 約 所 営 業	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当 工 事 内 容	担 当 工 事 内 容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

- (記入要領) 1 上記の記載事項が下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印をつけること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者資格者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り
- ①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合には「適用除外」に○印を付けること。
 - ②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③健康保険の欄には事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合については組合名)を記入すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記入すること。継続委事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 外国人建設就労者の場合の記入要領は次のとおり。
- ①外国人技能実習生が当該工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - ②外国人建設就労者、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

施工体制台帳（次下請負人に関する事項）

会 社 名		代 表 者 名	
住 所			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工 事 業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工 事 業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

※[主任技術者・専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 2 専門技術者には土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
 - ①経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科]――3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒[指定学科]――5年以上の実務経験
 - 3) その他――10年以上の実務経験
 - ②資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能試験」

※[健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける事業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける事業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康組合保険にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括的適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※[外国人建設就労者の場合の記入要領]

- 1 外国人技能実習生が当該工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 2 外国人建設就労者、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

再下請負通知書

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称	_____
------	-------

会 社 名

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容	_____							
工 期	自	年	月	日	注文者との 契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

建設業の可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監督官等名	_____	安全衛生責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	安全衛生推進者名	_____
現場代理人名	_____	雇用管理責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	専門技術者名	_____
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	_____
資 格 内 容	_____	担当工事内容	_____

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名				代表者名				
住所 電話番号								
工事名称 及び 工事内容								
工期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日		年	月	日

建設業の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許 可 (更新) 年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名				安全衛生責任者名			
権限及び 意見申出方法				安全衛生推進者名			
主任技術者名	専 任 非専任			雇用管理責任者名			
資格内容				専門技術者名			
				資格内容			
				担当工事内容			

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有	無
------------------------	---	---	------------------------	---	---

施工作业体系图

発注者名	
工事名称	

工期	自 年 月 日	至 年 月 日
----	---------	---------

元請名	
監督官等名	
監理技術者名	
主任技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

会社名		年月日 ~ 年月日
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工事		
工期		

会社名		年月日 ~ 年月日
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工事		
工期		

会社名		年月日 ~ 年月日
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工事		
工期		

会社名		年月日 ~ 年月日
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工事		
工期		

会社名		年月日 ~ 年月日
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工事		
工期		

会社名		年月日 ~ 年月日
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工事		
工期		

会社名		年月日 ~ 年月日
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工事		
工期		

会社名		年月日 ~ 年月日
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工事		
工期		

工事担当技術者台帳

元請会社名	
監理技術者名	
生年月日	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

【注意事項】

- ※ 添付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。
- ※ 番号は、施工体系図の番号
とする。
- ※ 本様式は、2部作成し、
1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしくは
デジタルカメラ写真を印刷し
たものを提出してもよい。

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

工事現場における施工体制の把握表

○工事概要

工 事 名				
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
請負代金額	請負者	千円	一次下請負	千円
請負者				
監理技術者等				
主任工事監督官等				

○工事着手前の把握

実施日：平成 年 月 日

把握項目	把握内容	把握欄
②監理技術者資格者証等の把握		
③同一性の把握		
⑧工事カルテの登録の把握		
所 見		

○工事施工中 [1回] の把握

実施日：平成 年 月 日

把握項目	把握内容	把握欄
⑨建設業許可を示す標識		
⑩建設業退職金共済制度に関する掲示		
⑪労災保険に関する掲示		
⑫社会保険等の届出		
所 見		

○工事実施中 [当初及び変更時] の把握

⑤施工体制台帳

当初・変更時	把握日	把握欄	所 見
当 初			
() 変更時			
() 変更時			
() 変更時			

○工事施工中の把握

- ④常駐の把握 [1 (回／月) 程度]
- ⑥施工体系図 [1 (回／月) 程度]
- ⑦施工体制の把握 [工事中 1 回以上 (工事初期等)]

把握日	把握欄			所見
	④	⑥	⑦	

- 1 把握表の記載は主任工事監督官等が行う。
- 2 把握欄には、専任状況等について把握した結果を○又は×で記入する。
- 3 各所見欄は、疑義又は不適切の内容について記載する。
- 4 施工体制台帳及び施工体系図の把握の変更時とは、体制の変更時であり、設計変更時ではない。
- 5 本様式は、点検に適した形式に変更してよい。

工事現場における施工体制の把握表(一括下請負-1)

No.	点検項目	内容	点検日			
	一般事項		年月日	年月日	年月日	年月日
1	発注者					
2	工事名					
3	請負者					
4	業種/ランク					
5	主たる部分(最大工事費の工種)					
6	請負代金額(百万円)					
7	契約年月日					
	予定工期					
	一次下請人数					
	一次下請人数(警備除)					

	点検項目	説明				
	請負者に着目した点検	主に請負者の一括下請負についての点検				
8	監理技術者等の専任(①OK、②疑義、③問題)	②は頻度増、重点調査対象、③は通知。番号及び点検日記入				
9	請負者の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)	請負者に直営施工があり、かつ過半を占める時は請負者に関する16以下の調査不要(下請負人に関する調査は必要)				
10	一次下請負契約金額合計(百万円)					
11	請負者実施額(請負代金額-下請負金額計、百万円)					
12	請負者実施割合(請負者実施額/請負代金額)					
13	主たる部分を実施する(最大契約金額の)一次下請負人					
14	上記の契約金額(百万円)					
15	上記の金額割合(上記金額/請負代金額)					

	点検項目	説明				
	施工体系のパターン特性	以下に該当するパターンの場合、重点調査対象(少なくとも26まで点検)				
16	a. 下請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する(最大契約金額の)一次下請負人が請負代金額の過半を実施(①Yes、②No)	①の場合は会社名				
17	b. 同業種の同規模(ランク)又は上位規模の会社が一次下請負人にある(①Yes、②No)	①の場合は一次下請負人の会社名				
18	c. 工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人等に存在(①Yes、②No)	①の場合は会社名及び(当該一次下請負人の請負金額合計/少額の方の請負代金額)				
19	d. 低入札価格調査対象工事(①Yes、②No)	①の場合は会社名				
20	e. その他、調査の必要性を認めた工事(①Yes、②No)	①の場合は会社名				

	点検項目	説明				
	施工体系のパターン特性で抽出した一次下請負人に関する事項					
21	該当一次下請負人会社名					
22	上記の請負金額(百万円)					
23	上記の主任技術者の所属及び専任(①Yes、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
24	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
25	上記の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)					

	点検項目	説明				
	請負者の実質関与	単年度工事の場合、工期中間で1回以上。ただし、重点調査対象は頻度を増す。	年月日	年月日	年月日	年月日
26	請負者の実質関与(総合的な企画・調整等の業務実施状況(ア、イ、ウ))	パターン特性で注目した一次下請負人との関係にも着目しつつ、属紙3「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」により点検				
27	請負者と主たる部分を施工する一次下請負人等の役割分担の考え方等についての請負者の意見	上記で、イ又はウの場合、又は紛らわしいケースの判定の目安で一括下請負人の疑義がある工事となる場合等に請負者の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
28	請負者と主たる部分を施工する一次下請負人等の役割分担の考え方等についての一次下請負人の意見	請負者の意見を聞いた上で、必要な場合に一次下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
29	以上の点検結果より一括下請負の疑義があるとして必要な措置の実施(①実施、②継続調査、③不要)					

注1) 直営施工
 主要機械、オペレーター、労働者を直接指揮して施工している場合をいい、オペレーター、作業員の雇用形態として次のケースの場合が該当する。
 ・社員・・・自社のオペレーター、労働者の場合
 ・直接雇用・・・オペレーター又は、労働者を季節労働者等により雇用している場合
 ・労働提供・・・オペレーター又は、労働者を労務のみの請負として下請から労務提供を受けている場合
 ・リース・・・オペレーターを機械とともにリース会社から提供を受けている場合

注2) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

工事現場における施工体制の把握表(一括下請負-2)

No.	点検項目	内容	点検日			
1	一般事項		年月日	年月日	年月日	年月日
2	発注者 工事名					

下請負人に着目した点検		少なくとも三次下請負人まで点検				
30	管理業務のみと思われる下請負人の有無 (①あり、②なし)	体制台帳等から抽出した管理業務のみと思われる会社の有無				
31	該当会社の社名					
32	上記の下請負次数					
33	上記の請負金額(百万円)					
34	上記の主任技術者の所属及び専任(①Ok、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
35	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
36	上記の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)	該当会社に直営部分がない場合は再下請負人の属性を調査(以下の項目)				
37	該当会社からの再下請負人の数					
38	再下請負人の内の最大契約額(百万円)	把握できない場合はその旨を記入				
39	上記の金額割合(下位会社の請負金額/上位会社の請負金額)					
40	上記の主任技術者の所属及び専任(①Ok、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
41	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
42	当該下請負人等の役割分担の考え方、請負者による指導内容(業法第24条の6)等についての請負者の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、請負者の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
43	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	請負者の意見を聞いた上で必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
44	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施(①実施、②継続調査、③不要)					

(以下は複数社ある場合に使用)

31	該当会社の社名					
32	上記の下請負次数					
33	上記の請負金額(百万円)					
34	上記の主任技術者の所属及び専任(①Ok、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
35	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
36	上記の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)	該当会社に直営部分がない場合は再下請負人の属性を調査(以下の項目)				
37	該当会社からの再下請負人の数					
38	再下請負人の内の最大契約額(百万円)	把握できない場合はその旨を記入				
39	上記の金額割合(下位会社の請負金額/上位会社の請負金額)					
40	上記の主任技術者の所属及び専任(①Ok、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
41	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
42	当該下請負人等の役割分担の考え方、請負者による指導内容(業法第24条の6)等についての請負者の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、請負者の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
43	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	請負者の意見を聞いた上で必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
44	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施(①実施、②継続調査、③不要)					

注1)

直営施工

主要機械、オペレーター、労働者を直接指揮して施工している場合をいい、オペレーター、作業員の雇用形態として次のケースの場合が該当する。

- ・社員・・・自社のオペレーター、労働者の場合
- ・直接雇用・・・オペレーター又は、労働者を季節労働者等により雇用している場合
- ・労働提供・・・オペレーター又は、労働者を労務のみの請負として下請から労務提供を受けている場合
- ・リース・・・オペレーターを機械とともにリース会社から提供を受けている場合

注2)

本様式は点検に適した形式に変更してよい。

工事現場における施工体制の把握表(実質関与)

発注者	主たる部分を行う一次下請負人		該当項目に関する実施者(注1)
工事名	〇: 請負者に代わって実施		
請負者	△: 一部が欠けている		〇: 請負者
主の一次下請負人	×: ほとんど出来ていない		△: 請負者十一 次下請負人
請負金額比(一次下請負人:) / (請負者:) =	-: 判別不能		×: 一次下請負人
請負者の実質関与に関する点検事項	-: 判別不能、対象外		

番号	項目	内容	請負者	該当項目に関する実施者(注1)
1	技術者	<ul style="list-style-type: none"> 請負者に所属している技術者の専任が認められる。 建設工事請負契約書に基づく協議、各種報告、設計内容の確認や設計変更等の打ち合わせを主体的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 監督・検査での点検事項等 施工計画書に記載された技術者の所属 専任 	
2	発注者との協議	<ul style="list-style-type: none"> 工事施工に関する具体的な内容の住民説明を行う。 住民等からの苦情等について、的確に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 打ち合わせ、打ち合わせ簿等 日報、住民からの苦情の内容等 	
3	住民への説明	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届け出等を、履行。 工事施工に必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書等の内容等 	
4	官公庁等への届け出	<ul style="list-style-type: none"> 近隣工事との調整を適切に実施 契約図書の内容を適切に把握 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣工事と調整が取れた施工等 	
5	近隣工事との調整	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書の照査を的確に実施 施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書、施工計画打ち合わせ等 	
6	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 必要となった修正を適切に実施 工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画と実際の差等 	
7	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> 工程変更を余儀なくされた時に適切に対応 災害防止のための臨機の措置を実施 		
8	出来型・品質管理	<ul style="list-style-type: none"> 品質確保の体制整備 所定の検査・試験を実施 検査・試験結果を適切に保存 	<ul style="list-style-type: none"> 出来型報告書類、品質記録書類、写真等 	
9	完成検査	<ul style="list-style-type: none"> 不具合等の発生時に適切な対策を実施 下請負人施工分の完成検査 	<ul style="list-style-type: none"> 点検時ヒヤリング、請負者の出来型管理資料等 	
10	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保に責任ある体制の保持 設備、機械、安全施設、安全行動等の点検 労働者の安全教育、下請負人の安全指導 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書、仮設物の状況、仮設物の点検記録、日報、安全大会、安全パトロール、教育の実施状況等 	
11	下請負人の施工調整及び指導監督	<ul style="list-style-type: none"> 施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指揮 施工上の留意点、技術的内容について具体的指導 施工体制台帳、体系図の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 現場の施工状況、下請負人からの苦情、下請負人の事故等の処理、施工体制台帳等 	
12	総合判定	<ul style="list-style-type: none"> 〇の数 △の数 ×の数 		

注1) 請負者 〇 x 下請負人 〇 x 実施者 〇 x

請負者が実施(一次下請負人は実施していない) 実質的に一次下請負人が実施 請負者と一次下請負人が実施 7.8.10のみ、ケース1、ケース2に該当する場合は注意して点検あり得ないケース

注2) 請負者が実施すべき業務まで実施している場合は△、専門工種に係る業務のみを実施している場合は□。

注3) 判定

ア. 全: 〇: 請負者は実質関与していた。

イ. △以外: 請負者と一次下請負人が共同で請負者が行うべき総合的な企画調整等を実施していた。

ウ. 全項目で△又は×: 一次下請負人が請負者が行うべきことを実施していた(請負者の一括下請負として通知)。

注4) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

紛らわしいケースでの判定の目安

ケース内容	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4 (下請の一括下請負)
<p>主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)二次下請負人以下が実質施工しているケース</p> <p>請負者(管理業務)</p> <p>一次下請負人(主たる部分)を請負(直営施工なし)</p> <p>二次下請負人(実質施工)</p> <p>二次下請負人</p> <p>一次下請負人(従部分)</p>	<p>特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)の大部分を実行しているケース</p> <p>請負者(管理業務)</p> <p>一次下請負人A(工事量:大)</p> <p>二次下請負人(実質施工)</p> <p>二次下請負人</p> <p>一次下請負人B(工事量:小)</p> <p>二次下請負人</p>	<p>工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人と二次下請負人の場合も同様)として、主たる部分を実行しているケース</p> <p>請負者A</p> <p>一次下請負人C</p> <p>二次下請負人</p> <p>請負者B</p> <p>一次下請負人C</p> <p>二次下請負人</p>	<p>下請負人に直営施工がなく、再下請負人が実質的に施工をしているケース</p> <p>請負者</p> <p>一次下請負人</p> <p>二次下請負人</p> <p>三次下請負人(実質施工)</p> <p>一次下請負人</p> <p>二次下請負人</p> <p>三次下請負人(実質施工)</p> <p>一次下請負人</p> <p>二次下請負人</p> <p>三次下請負人(実質施工)</p>	
<p>請負者の実質関係の状況(点検結果)*</p> <p>ア(全体計画)総合的な企画・調整等全体を実施</p> <p>イ(部分実施)総合的な企画・調整等を部分実施</p> <p>ウ(関与していない)総合的な企画・調整等を実施していない</p>	<p>○請負者のみ実質関係</p> <p>① <input type="checkbox"/> ×</p> <p>一次下請負人の業務が不適切で介入が不適切と判定。</p> <p>○一次下請負人は、専門工種部分の施工管理を実施(実質関係)</p> <p>② <input type="checkbox"/> ○</p> <p>専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、③と同様でないか注意して点検。</p> <p>③ <input type="checkbox"/> ×</p> <p>一次下請負人は請負者の補助もしくは代行業務を実施と判定</p> <p>ケースに関わらず一括下請負の疑義有</p>	<p>点検結果に関わらず要件に合致すれば……</p> <p>一括下請負の疑義有</p> <p>① <input type="checkbox"/> ○</p> <p>ただし、特定の一次下請負人が工事の大部分を実施している場合は②でないか注意して点検</p> <p>② <input type="checkbox"/> ×</p> <p>一次下請負人が直営施工と請負者が行うべき管理業務を実施していると判定</p>	<p>①主任技術者の専任が認められる。</p> <p>①-1 <input type="checkbox"/> ○</p> <p>専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関係をしている。</p> <p>①-2 <input type="checkbox"/> ×</p> <p>専門工種の管理指導上の必要性が認められない、もしくは、実質関係していない。</p> <p>②主任技術者の専任が認められない。</p> <p>② <input type="checkbox"/> ×</p>	

* 請負者の実質関係に関する点検項目(ア、イ、ウの判定要素)

- ① 請負者専任
- ② 発注者との協議
- ③ 近隣工事との調整
- ④ 官公庁等への届け出等
- ⑤ 出来品品質管理
- ⑥ 施工計画
- ⑦ 工程管理
- ⑧ 下請負人の施工調整及び指導監督
- ⑨ 安全管理
- ⑩ 完成検査

属紙第4「紛らわしいケースでの判定の目安」に関する補足

1 全体

- (1) ○印：一括下請負の疑義がない工事
×印：一括下請負の疑義がある工事

(2) 直営施工

主要機械、オペレーター、労働者を直接指揮して施工している場合をいい、オペレーター、作業員の雇用形態として次のケースの場合が該当する。

- ・社員・・・自社のオペレーター、労働者の場合
- ・直接雇用・・・オペレーター又は、労働者を季節労働者等により雇用している場合
- ・労働提供・・・オペレーター又は、労働者を労務のみの請負として下請から労務提供を受けている場合
- ・リース・・・オペレーターを機械とともにリース会社から提供を受けている場合

2 ケース1

- (1) 一括下請負の疑義がある工事においては、「判定」に示した下請負人だけでなく、派生的に請負者及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が検討対象となる（以下のケースでも同様）。①に該当する場合は、一括下請負の疑義がある工事として建設業許可部局に通知することとする。
- (2) 「専門工種」；「土木工事一式」「建築工事一式」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工程。
- (3) ②に関する判断要素；主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど（発注者と請負者の契約内容と請負者と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請負人数が少ないほど）②とは考えにくい。

3 ケース3

「当核一次下請負の請負金額が高い」

異なる工事の主たる部分を実施する一次下請負人等について、概ね当該一次下請人等の請負金額の合計額が、いずれか一方の元請の請負金額を越える場合とする。なお、特許を要する特殊な工法等の場合は、別途検討する。

4 ケース4

ケース1からケース3が請負者と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース4は下請負人と再下請負人の関係に着目している。この際、付紙（紛らわしいケースでの判定の目安）のケース4に例示した施工体系の場合は、一般に①-2もしくは②に該当すると考えられる。一方、ケース4の①-1に該当す

る場合としては、例えばケース 1 の②における一次下請負人が相当する。

平成28年10月14日
国土建第277号

防衛省整備計画局長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言された。

これを受け、別添通知により、国土交通大臣届出に係る建設業者団体を通じて建設企業に対し周知徹底を図るとともに、都道府県知事及び政令指定都市の長に対し管下建設企業への指導を要請したところである。

ついては、貴職におかれても、貴職発注工事に係る請負契約の適正な運用に際しての参考とされたく、送付する。

なお、「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日付け建設省経建発第379号）は廃止する。

平成28年10月14日
国土建第275号

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言された。

これを受け、下記のとおり「一括下請負の禁止について」を定めたので送付する。

については、貴団体におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下の建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

なお、「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日付け建設省経建発第379号）は廃止する。

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

(参考) 建設業法

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

4 (略)

(注) 第3項に規定する「政令で定めるもの」とは、建設業法施行令第6条の3に規定する「共同住宅を新築する建設工事」をいいます。

一 一括下請負の禁止

- (1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- (2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。
- (3) このため、建設業法第22条は、いかなる方法をもつてするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること（同条第1項）、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと（同条第2項）を禁止しています。

また、民間工事については、建設業法施行令第6条の3に規定する共同住宅を新築する建設工事を除き、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが（同条第3項）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）については建設業法第22条第3項は適用され

ず、全面的に禁止されています。

同条第1項の「いかなる方法をもつてするかを問わず」とは、契約を分割し、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることには変わりはないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

二 一括下請負とは

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

① 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。

(i) 施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正

(ii) 工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整

(iii) 品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認

(iv) 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置

- (v) 技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導
 - (vi) その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明
- ② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を主として行うことが必要です。
- (i) 施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
 - (ii) 工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
 - (iii) 品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告
 - (iv) 安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
 - (v) 技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導
 - (vi) その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整

ただし、請け負った建設工事と同一の種類建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。

- 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導
- 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議
- 下請負人からの協議事項への判断・対応

なお、建設業者は、建設業法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における建設工事の施行上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりません。単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択

し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

(3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1) 「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された建設工事の質及び量を勘案して個別の建設工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

(具体的事例)

① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

② 戸建住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての建設工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

(注2) 「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の(具体的事例)の①及び②のような場合をいいます。

(具体的事例)

① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の建設工事を1社に下請負させる場合

② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その建設工事を1社に下請負させる場合

三 一括下請負に対する発注者の承諾

民間工事(共同住宅を新築する建設工事を除く。)の場合、元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。

② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った建設工事を一括して再下請負に付そうとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に建設工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

また、事前に発注者から承諾を得て一括下請負に付した場合でも、元請負人は、請け負った建設工事について建設業法に規定する責任を果たすことが求められ、当該建設工事の工事現場に同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することが必要です。

四 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については、一括下請負と疑うに足る事実があった場合、発注者は、当該建設工事の受注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することとされ、建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることとなります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該建設工事に係る金額を含むことは認められません。

※ 本内容と共に「一括下請負の禁止について（事例集等の送付）」についても合わせて参考とされたい。